平成 29 年度

苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告

苫小牧市監查委員

目 次

第	1	監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	監査の種類及び範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	監査執行者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	監査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4	監査の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	5	監査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	2	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1	支出事務	4
	2	財産管理事務	7
	3	財政援助団体の事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第	3	監査意見	8
	1	分割発注について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	契約事務の執行について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3	補助金交付事務の適正な執行について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4	要綱、要領等の庁内情報提供について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5	指摘の有効活用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

第1 監査の概要

1 監査の種類及び範囲

(1) 定期監査

平成28年度及び平成29年度において執行した収入支出事務、財産管理事務その他の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 財政援助団体等監査

ア財政援助団体

平成28年度又は平成29年度において、本市が補助金等の財政的援助を与えている団体で、補助金等の交付額が年500万円以上であるもの又は本市に事務局があり、職員が出納事務を担当するものが執行した当該補助金等に係る出納その他の事務

イ 公の施設の指定管理者

平成28年度及び平成29年度において公の施設の指定管理者が執行した当該管理 に係る出納その他の事務

2 監査執行者

監査委員 玉 川 豊 一

監查委員 渡 辺 満

なお、議会事務局における定期監査については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条の 2 の規定により渡辺満監査委員を除斥した。

3 監査の対象

(1) 定期監査

会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局

(2) 財政援助団体等監査

1(2) に該当する財政援助団体等で定期監査の対象となった部局が所管するもののうち、抽出した対象団体は次のとおりである。

ア 財政援助団体

対象部局	団 体	平成 28 年度補 助金等の交付額 (円)	市に事務局がある団体
総合政策部	苫小牧市統計協議会	300, 000	0
	東胆振広域圏振興協議会	162, 000	0
	苫小牧地方総合開発期成会	563, 000	0
	北海道新幹線×nittan 地域戦略会議	6, 000, 000	\circ
	平成 28 年度中学生広島派遣団	319, 020	0
	苫小牧市こども国際交流事業中学生フィリピン派遣団	1, 640, 070	0
	秦皇島市訪問団受入実行委員会	498, 000	0
	苫小牧市こども国際交流事業中学生ネーピア市派遣団	4, 253, 900	
	※平成29年度実施	(29 年度交付額)	
	東京とまこまい会	250, 000	0
	苫小牧圏広域都市計画協議会	210, 000	0
	東胆振地域ブランド創造協議会	359, 000	0
	苫小牧市公共交通協議会	400, 000	0
	樽前山アートフォトコンテスト実行委 員会	1, 000, 000	0
	ご当地キャラふれんどフェスティバル in とまこまい実行委員会	3, 000, 000	0
	新千歳空港関係自治体協議会	200, 000	0
	全国高等学校選抜アイスホッケー大会 苫小牧市実行委員会	6, 000, 000	0
	「つなごう スポーツ大作戦」苫小牧市 スポーツ都市宣言 50 周年記念事業実行 委員会	11, 400, 000	0
	第 89 回日本学生氷上競技選手権大会苫 小牧市実行委員会	2, 976, 599	0
	宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースギール・ボール大字を表見る	1, 496, 435	
	スボール」苫小牧市実行委員会 ※平成29年度実施	(29 年度交付額)	
総務部	苫小牧市役所職員福利厚生会	8, 649, 000	0
産業経済部	苫小牧地区企業誘致連絡協議会	1, 476, 000	0
	苫東通信基盤整備連絡協議会	659, 000	0
	苫小牧CCS促進協議会	500, 000	0
	公益財団法人道央産業振興財団	9, 584, 000	

	東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支 援協議会	543, 384	0
	一般社団法人苫小牧観光協会	8, 500, 000	
	苫小牧港まつり実行委員会	5, 000, 000	0
	苫小牧スケートまつり実行委員会	3, 000, 000	0
	東胆振物産まつり実行委員会	680, 000	0
	苫小牧クルーズ振興協議会	1, 000, 000	0
	とまこまいコスプレフェスタ実行委員 会	700, 000	0
	苫小牧市地域農業再生協議会	120, 000	0
	苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会	5, 705, 134	0
	苫小牧市公設地方卸売市場運営連絡協 議会	10, 000	0
市立病院事務	苫小牧市立病院職員福利厚生会	3, 383, 000	\circ
部	苫小牧市立病院医局部門研究・研修会	1, 300, 000	0
	苫小牧市立病院看護師部門研究研修会	700, 000	0
	苫小牧市立病院医療技術職部門研究研 修会	1, 250, 000	0
	苫小牧市立病院緩和ケア研修会実行委 員会	974, 185	0
農業委員会 事務局	苫小牧市農業担い手対策推進協議会	90, 000	0

イ 公の施設の指定管理者

対象部局	対象施設	指定管理者	指定期間及び期間中 の指定管理費 (円)
産業経済部	モーラップ樽前荘	一般社団法人苫小牧観 光協会	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 30 年 3 月 3 1 日 13,017,000

4 監査の期間

平成29年9月1日から平成30年3月22日まで

5 監査の方法

監査の対象となった部局から、あらかじめ資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を受け、抽出した関係書類を検査した。

(1) 定期監査

ア 財務事務

(ア) 収入事務

主に調定から収入の整理に至るまでの事務を調定書、収入原符、現金引継簿、領収書(控)等の関係書類に基づいて監査した。

(4) 支出事務

主に支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務を支出負担行為書、支 出証拠書類、現金出納簿、資金前渡関係書類、契約関係書類、時間外勤務命令簿 等の関係書類に基づいて監査した。

(ウ) 財産管理事務

主に財産の貸付及び管理に係る事務を貸付申請書、使用許可申請書、備品台帳等の関係書類に基づいて監査した。

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体の事務

主に補助金交付申請書、補助金交付決定書、収支精算報告書等の各関係書類に基づいて監査した。市が事務局を担当し、現金出納事務を行っている団体については、加えて現金出納及び現金保管の内容について監査した。

イ 公の施設の指定管理者の事務

主に協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業報告書等の関係書類に基づいて監査した。

ウ実地監査

公益財団法人道央産業振興財団は財政援助団体として、一般社団法人苫小牧観光協会は財政援助団体及び公の施設の指定管理者として実地監査を行った。

第2 監査の結果

全体を通じておおむね適正に事務処理がなされていたが、次のとおり一部において是正、 改善等の措置を求める事項が見られた。

1 支出事務

(1) 予算執行に関する事務を適正に行うべきもの

【総合政策部 政策推進課】

予算がないのに、とまチョップウォーキングポイントシステム導入業務委託契約を締結し、事後に流用によって予算を措置しているものが見られた。地方自治法第232条の3では、契約の締結等の支出負担行為は予算の定めるところに従って行わなければならないと定められており、予算がないまま支出負担行為をすることは認められていない。

予算執行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、予算額、予算執行状況を十分に確認する必要がある。

(2) 物品等の調達を適正に行うべきもの

【総務部 マイナンバー主幹、情報推進課】

【産業経済部 商業振興課】

事務用品の購入契約において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、一括して契約することが可能であったが、予定価格を1件当たり5万円未満の額に分割して、同日又は短期間に、同一業者に発注しているものが見られた。

【総務部 情報推進課】

公共施設6か所の無線LAN用ネットワーク敷設業務契約において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、6施設分を一括して契約することが可能であったが、施設ごとに業務を分割し、うち5施設の業務の予定価格がそれぞれ5万円未満の額となり、その5業務を同日に、同一業者に発注しているものが見られた。

【総務部 行政監理室】

印刷物の製造請負契約において、分割して契約しなければならない特別の理由がなく、一括して契約することが可能であったが、予定価格を1件当たり5万円未満の額に分割して、同じ印刷物を短期間に、同一業者に3回発注しているものが見られた。

契約に関する関係法令の遵守はもとより、合理的な理由のない分割発注は、厳に慎むべきである。

(3) 契約の締結に関する事務を適正に行うべきもの

【市立病院事務部 経営管理課】

給食材料の単価契約において、見積単価が予定価格を超えているにもかかわらず、 契約を締結しているものが見られた。また、診療材料の単価契約において、予定価格 が定められていない品目の購入契約を締結しているものが見られた。

内部のチェック体制を見直し、事務処理の適正化に向けて具体的に取り組む必要がある。

(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【総合政策部 市民自治推進課、まちづくり推進課、空港政策課、スポーツ推進室】 【市立病院事務部 経営管理課】

【農業委員会事務局】

公務出張に航空機を利用した場合は、航空運賃、搭乗年月日、搭乗区間が記録された旅行会社等の発行する領収書を出張命令書に添付し、精算しなければならない。また、旅行会社等が企画した旅行(以下「パック旅行」という。)を利用した場合は、当該パック旅行の料金、搭乗年月日、搭乗区間及びこれに含まれる朝、夕の食事の有無が記載された領収書を出張命令書に添付しなければならない。

旅行が終了した出張命令書を確認したところ、必要な領収書を添付していないもの が散見された。

適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、十分に 注意すべきである。

(5) 補助金の使途を適正に確認すべきもの

【総合政策部 政策推進課】

苫小牧市統計協議会補助金は、当該協議会の運営費の一部を補助するものであるが、 収支決算書を確認したところ、補助対象経費の基準が定められていないため、補助金 がどの経費に充てられたのかを特定することができない状況であった。

補助対象経費の基準の明確化を図るととものに、事業目的に沿って補助金が使用されているか確認できる仕組みが必要である。

(6) 前渡資金に関する事務を適正に行うべきもの

【市立病院事務部 経営管理課】

苫小牧市立病院事業財務規則(昭和62年規則第3号)第31条第5項において、一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、支払の終了後7日以内に、精算書に証拠

書類を添付して精算をしなければならないと定められている。

これらの書類を確認したところ、精算が支払の終了後7日以内になされていないもの、精算により戻入すべき現金を長期間金庫内に保管していたものが見られた。資金前渡事務については前回の定期監査で指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない状況がうかがえる。

資金前渡制度は支出方法の特例であり、現金の取扱いに関する事故を防止する観点から、その事務処理及び管理方法を再度徹底すべきである。

2 財産管理事務

ハイヤーチケットの管理を適正に行うべきもの

【総合政策部 秘書広報課、空港政策課】

【市立病院事務部 経営管理課】

【上下水道部 総務課】

【議会事務局 総務課】

ハイヤーチケットは、公用車のほかハイヤー以外の公共交通機関を利用できない場合等に使用できるものであり、受入れ又は払出しの都度、ハイヤーチケット受払簿(以下「受払簿」という。)に記載し、残数を正確に把握するものである。

受払簿を確認したところ、受払簿に受入れの記載がないもの、日付や払出先の記載がないものが見られた。また、使用済みのハイヤーチケットが受払簿では現存する状態の記載となっており、残数が適正に記録されていないものが見られた。

【消防本部】

受払簿を確認したところ、受払簿に受入れの記載がないもの、払出後に取り消され 欠番となった未使用のハイヤーチケットを保管せずに破棄したものが見られた。また、 使用責任者が作成したハイヤーチケット使用報告書と請求明細書の内容が一致しな いものが見られた。

ハイヤーチケットの取扱いについては、苫小牧市ハイヤーチケット使用に関する事務取扱要領及び同要領の運用方針について(平成18年12月26日庁達第2号)に従い、 適正な管理に努めるべきである。

3 財政援助団体の事務

(1) 現金出納事務を適正に行うべきもの

【総合政策部 こども国際交流事業中学生フィリピン派遣団、 秦皇島市訪問団受入実行委員会、

こども国際交流事業中学生ネーピア市派遣団】

市が財政援助している団体で市が事務局を担当しているものの現金出納等の事務は、「現金出納事務等のガイドライン」による財政援助団体の規程等の整備について (平成 27 年 10 月 20 日付け財政部長通知)に基づき運用している。

当該ガイドラインでは、団体の収入及び支出については伝票を作成し、現金の出納を明らかにするため、現金出納簿を備えることとされているが、これらの団体では、収入及び支出のための伝票と現金出納簿を作成していなかった。

ガイドラインに従って適正な事務処理に努めるべきである。

(2) 支出根拠を明確にすべきもの

【産業経済部 苫小牧港まつり実行委員会、苫小牧スケートまつり実行委員会】

当該実行委員会からステージ出演者等に支出している補助金や謝礼金、他の団体に支出している協賛金について、支給の対象となる要件や支給額の算出方法が定められておらず、支出の根拠が不透明であった。

これらの支出については、必要性の有無を判断するとともに、支払基準を設定するなどして、適正な執行に努めるべきである。

第3 監査意見

平成29年度の定期監査及び財政援助団体等監査を通じての意見を申し述べる。

1 分割発注について

今回指摘に至った事例は、分割して契約しなければならない特別の理由が認められず、 一度に発注が可能であるにもかかわらず、1件の予定価格を見積書を徴する必要がない 5万円未満の額に分割して発注し、短期間に同一の相手方から給付を受けるというもの であった。

随意契約の場合における適正な見積合わせは、市にとって有利な契約条件を獲得することを意味するのと同時に、価格が適正を欠いているのではないかという住民の疑問に対して契約手続の公正さを証する手段になるものである。昨年度と異なる部署ではある

が、2年連続の指摘となっており、制度本来の適正な契約手続が確保されるよう、改善 に向けた取組を望むものである。

2 契約事務の執行について

1の分割発注のほか契約事務に関しては、予算の裏付けのない契約の締結や予定価格 を超えた額での契約の締結などが見られた。

いずれも組織としてのチェックが及ばない、財務に関する最も基本的なルールに反した事務処理となっている。

平成27年度定期監査においても契約事務の執行について意見を述べたが、それと同じように、決裁過程で誤りが是正されることなく執行されていることに不安を感じるところである。

不適切な事務処理が発生する都度チェック機能の強化が求められるが、日常の小さな事務の中にも同様の場面があり、財務の基本原則を常に意識した丁寧な事務処理が必要と思われる。

3 補助金交付事務の適正な執行について

補助金交付事務について実施した平成28年度の行政監査において、補助対象経費の 基準の具体化、明確化と補助金の使途の有効な確認方法に関して検討を求める意見を述 べたが、この定期監査においても、補助対象経費があいまいなものや対象事業のどの部 分に充てられたか等の確認が不十分なものが見られている。

財政部においては、補助金交付に関する規則の本年4月1日からの施行に向けた準備が進められており、新しいルールの下で各課の補助金交付事務に関する理解が進み、より適正な事務執行が確保されるよう求めるものである。

4 要綱、要領等の庁内情報提供について

今回指摘を行ったハイヤーチケットの使用基準や管理等に関するルールを定めたものとして、苫小牧市ハイヤーチケット使用に関する事務取扱要領とその運用方針があるが、庁内イントラネットにはこれらの情報の掲載はなく、関係部署が確認できる環境にはなかった。

今回の指摘に限らず、庁内での取扱いを定めるような要綱や要領等については、庁内 イントラネットに掲載するなど職員が容易に確認できるような対応が必要と考える。

5 指摘の有効活用について

指摘を受けた部署で改善に向けた対応が見られない、指摘を受けたものと同じような事例が次年度以降には別の部署において発生するというような状況が繰り返されている。

定期監査の指摘事項は、監査の対象とならなかった部署において同様の事例がない か確認する作業を通じて全庁に波及するものと考えられるため、行政運営の改善に向け た視点の提供として、有効活用されるよう強く求めるものである。